

## あおぞらステーション運営規程（居宅介護支援）

有限会社あおぞらステーション（以下「法人」といいます。）が開設するあおぞらステーション（以下「事業所」といいます。）は、事業所が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために、その人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対して適正な事業を提供することを目的としてこの規程を定めます。

### 第1条（事業の目的）

事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として事業を行います。

### 第2条（運営の方針）

- 1 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な指定居宅サービス事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等のサービスが、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を提供します。
- 3 事業所は、事業所の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めます。
- 4 事業所は、介護保険法等の関係法令に従って、事業を提供します。

### 第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 名称 あおぞらステーション
- 二 所在地 横浜市泉区中田南3-6-4-1F

#### 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所には、次の各号に掲げる職種を置き、その員数及び職務内容は当該の各号に掲げるとおりとします。

一 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また、自らも介護支援専門員として指定居宅介護支援を提供します。

二 介護支援専門員 3名（常勤兼務1名、常勤専従2名）

介護支援専門員は、第7条に定める指定居宅介護支援を提供します。

#### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に掲げるとおりとします。

一 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び12月30日から1月3日を除きます。

二 営業時間 午前9時から午後6時まで。ただし、緊急時24時間電話連絡可能とします。

#### 第6条（指定居宅介護支援の提供方法）

- 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、担当の介護支援専門員を選任して、適切な事業の提供に努めます。
- 2 事業所は、原則として、利用者の居宅又は事業所の相談室において指定居宅介護支援を提供し、相談に応じます。ただし、利用者が入院中又は入所中の場合において必要があるときは、当該入院中の医療施設又は入所中の介護保険施設等で相談に応じ、当該の医療施設又は介護保険施設等と連携して指定居宅介護支援の提供に備えます。指定居宅介護支援の利用を希望する者が入院中又は入所中の場合も同様とします。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護支援の提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業所は、利用者又は利用申込者について、当該利用者又は利用申込者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握します。
- 5 事業所は、前項の課題の把握に際しては、厚生労働省の示す課題分析標準23項目

を備えた分析方法により適切な課題の把握に努めます。

#### 第7条（指定居宅介護支援の内容）

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者が、可能な限りその居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該利用者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた「居宅サービス計画」を作成するとともに、当該「居宅サービス計画」に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 2 介護支援専門員は、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身及び家族がいるときはその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握します。
- 4 介護支援専門員は、前項の課題の把握（以下「アセスメント」といいます。）に当たっては、利用者が入所又は入院中の場合を除き、その居宅を訪問し、当該利用者及び家族がいるときはその家族と面接して行います。この場合の家族は、原則として主たる介護者たる家族とします（以下、「家族」について同様とします）。
- 5 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者及び家族がいるときはその家族の希望並びに当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及び家族がいるときはその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- 6 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、利用者は、介護支援専

門員が居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- 7 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ます。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び当該計画に位置付けた居宅サービス事業者等に交付します。
- 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」といいます。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 11 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族がいるときはその家族並びに指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接して行き、当該モニタリングの結果を記録します。
- 12 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望したときは、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### 第8条（指定居宅介護支援の利用料その他の費用の額）

- 1 指定居宅介護支援の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、原則として、利用者の負担額はありません。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業所が、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を提供したときは、利用者は、交通費として、次の区分に従って費用を負担します。
  - 一 公共交通機関を利用して指定居宅介護支援を提供したした場合  
通常の事業の実地地域を超えた時点から生じた実費
  - 二 自動車を利用して指定居宅介護支援を提供した場合  
通常の事業の実施地域を越えた地点から安全かつ最短の道のりで片道分5

キロメートルを超えるごとに100円。ただし、高速道路を利用したときは、通常の事業の実施地域を超えた地点から生じた高速道路利用料金の実費

- 3 事業所は、前項の交通費の支払いを受けるときは、あらかじめ、利用者又はその家族に文書で説明し、文書で同意を得たときに限り、当該交通費の支払いを請求できるものとします。

#### 第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、横浜市泉区及び横浜市戸塚区とします。ただし、戸塚区は、上矢部町、矢部町及び鳥が丘のみとします。

#### 第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難なとき又は利用者に生命の危険が切迫しているときは、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に事故が生じたときは、利用者の家族及び保険者等に連絡し、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、前項の事故について、事故の内容及び措置について記録し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償します。

#### 第11条（虐待の防止）

- 1 事業所は、高齢者虐待及び障害者虐待（以下「虐待」といいます。）の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
  - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- 2 前項第1号の委員会は、法人が運営する他の介護保険サービス事業所または介護保険サービス事業所を開設する他の法人と合同で開催することができるものとします。

## 第12条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者の相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅介護支援に関する利用者の相談及び苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

## 第13条（個人情報の保護）

- 1 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密について、利用者又は第三者の生命、身体又は財産等に危険又は危険の生じるおそれがある場合等、正当な理由がある場合を除いて、これを第三者に漏らしません。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得たときは、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の必要な範囲内で、利用者の個人情報を用いることができます。
- 3 事業所は、事業所の従業員が、前二項の規定に該当する場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書の提出を求め、指導、研修その他の必要な措置を講じます。事業所の従業員が、従業員でなくなった後も同様とします。
- 4 事業所は、正当な理由が無いにもかかわらず、又は利用者の同意を得ていないにもかかわらず、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密について、これを他に漏らしたことにより利用者又はその家族の名誉又は財産等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負います。

## 第14条（その他）

- 1 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次の研修を実施します。
  - 一 採用時研修
  - 二 定例研修（毎月一回）
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、介護保険法その他の関係法令に従い、有限会社あおぞらステーションと事業所の管理者との協議で定めます。

## 附則

この規程は、平成28年10月25日から施行します。

この規定は、平成30年4月1日から改正施行します。（第7条第6項追加）

この規程は、平成30年8月16日から改定施行します。（第4条2号変更）

この規程は、平成30年10月1日から改定施行します。(第4条2号変更)

この規程は、令和4年1月から改定施行します。(第4条2号変更)

この規程は、令和5年1月から改定施行します。(第8条変更、第9条但し書き追加、第11条追加、以下、条番号変更)